

滋賀県からのお知らせ

## 「セーフティネット資金」の融資対象者の拡大について ～タカタ関連中小企業の資金繰りを支援します～

滋賀県では、タカタ株式会社およびタカタ九州株式会社の民事再生法の適用申請により影響を受けている県内中小企業の資金繰りを支援するため、下記のとおり「セーフティネット資金」の融資対象者を拡大しましたので、お知らせします。

記

### 1. 制度概要（拡大部分）

資金名	セーフティネット資金（新規枠）	セーフティネット資金（借換枠）
融資対象者	セーフティネット保証1号に該当するものとして、市町村長の認定を受けた中小企業者または協同組合等  〔セーフティネット保証1号の認定要件〕 次の(1)(2)のいずれかに該当すること (1)タカタ株式会社またはタカタ九州株式会社に対して50万円以上売掛金債権等を有している中小企業者 (2)タカタ株式会社またはタカタ九州株式会社の事業活動に20%以上依存している中小企業者  ※借換枠については、保証協会保証付融資（責任共有制度対象保証、金融安定化特別保証および流動資産担保融資保証付融資を除く）の残高を有し、本資金による借換を行うことで経営の改善が見込まれるもの。	
資金用途	経営の安定を図るための設備資金 および運転資金	既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するための資金
融資限度額	8,000万円  〔セーフティネット保証1号の指定 事業者に対する関連債権の範囲内〕	2億円(増額分を含む)
融資利率	年1.0%	年1.5%
融資期間(据置)	設備 10年以内(2年以内) 運転 7年以内(1年以内)	7年以内(1年以内)
信用保証料率	年0.85%	
担保・保証	保証協会保証付(100%保証)	
申込先	各商工会議所、各商工会、中小企業団体中央会	
取扱金融機関	滋賀銀行、関西アーバン銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合	

※セーフティネット保証は、一般保証とは「別枠」となります。

ただし、金融機関や保証協会の審査によりご希望に添えない場合があります。

### 2. 取扱開始日

平成29年7月4日

### 3. 資金繰りの相談窓口

融資に関するご相談や、制度についての具体的な内容など、資金繰りの相談を受け付けています。

しが金融ホットライン(滋賀県中小企業支援課)

電話番号 077-528-3732(ミ・ナ・サン・ニ)

受付時間: 平日8:30~17:15